

特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議について(案)

特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に係る規定

R6.12.17外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議(第20回) 資料

○特定技能制度

出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)

(特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針)

第二条の三

4 法務大臣は、基本方針の案を作成するときは、あらかじめ、特定技能に関し知見を有する者の意見を聴かなければならない。

(特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する分野別の方針)

第二条の四

3 法務大臣及び分野所管行政機関の長等は、分野別運用方針を定めるときは、あらかじめ、特定技能に関し知見を有する者の意見を聴かなければならない。

○育成就労制度

外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律(平成28年法律第89号)

(基本方針)

第七条

4 主務大臣は、基本方針の案を作成するときは、あらかじめ、育成就労に関し知見を有する者の意見を聴かなければならない。

(分野別運用方針)

第七条の二

3 主務大臣及び分野所管行政機関の長等は、分野別運用方針を定めるときは、あらかじめ、育成就労に関し知見を有する者の意見を聴かなければならない。



有識者会議の開催

上記2つの法律の規定に基づき、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の下、特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針の作成に当たって有識者から意見を聴取することを目的として、「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」を開催する。

特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する
有識者会議の開催について

令和 6 年 12 月 17 日
外国人材の受入れ・共生に関する
関係閣僚会議決定案

- 1 出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 60 号）による改正後の出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）及び外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）において、特定技能制度及び育成就労制度（以下「両制度」という。）に係る基本方針の案を作成するとき、及び両制度に係る分野別運用方針を定めるときは、あらかじめ、知見を有する者の意見を聴く旨規定されている。このため、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）の下、両制度に係る基本方針及び分野別運用方針の案について有識者の意見を聴取することを目的として、特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。
- 2 有識者会議の構成員は、関係閣僚会議の議長が指名する者とする。
- 3 有識者会議に座長及び座長代理を置き、座長及び座長代理は構成員のうちから関係閣僚会議の議長が指名する者とする。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
- 5 有識者会議の庶務は、内閣官房、法務省及び厚生労働省において処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、有識者会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する
有識者会議の構成員並びに座長及び座長代理の指名について

〔 令和 6 年 12 月 17 日
外国人材の受入れ・共生に関する
関係閣僚会議議長決定案 〕

特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議の開催について（令和 6 年 12 月 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議の構成員並びに座長及び座長代理について、別紙のとおり指名する。

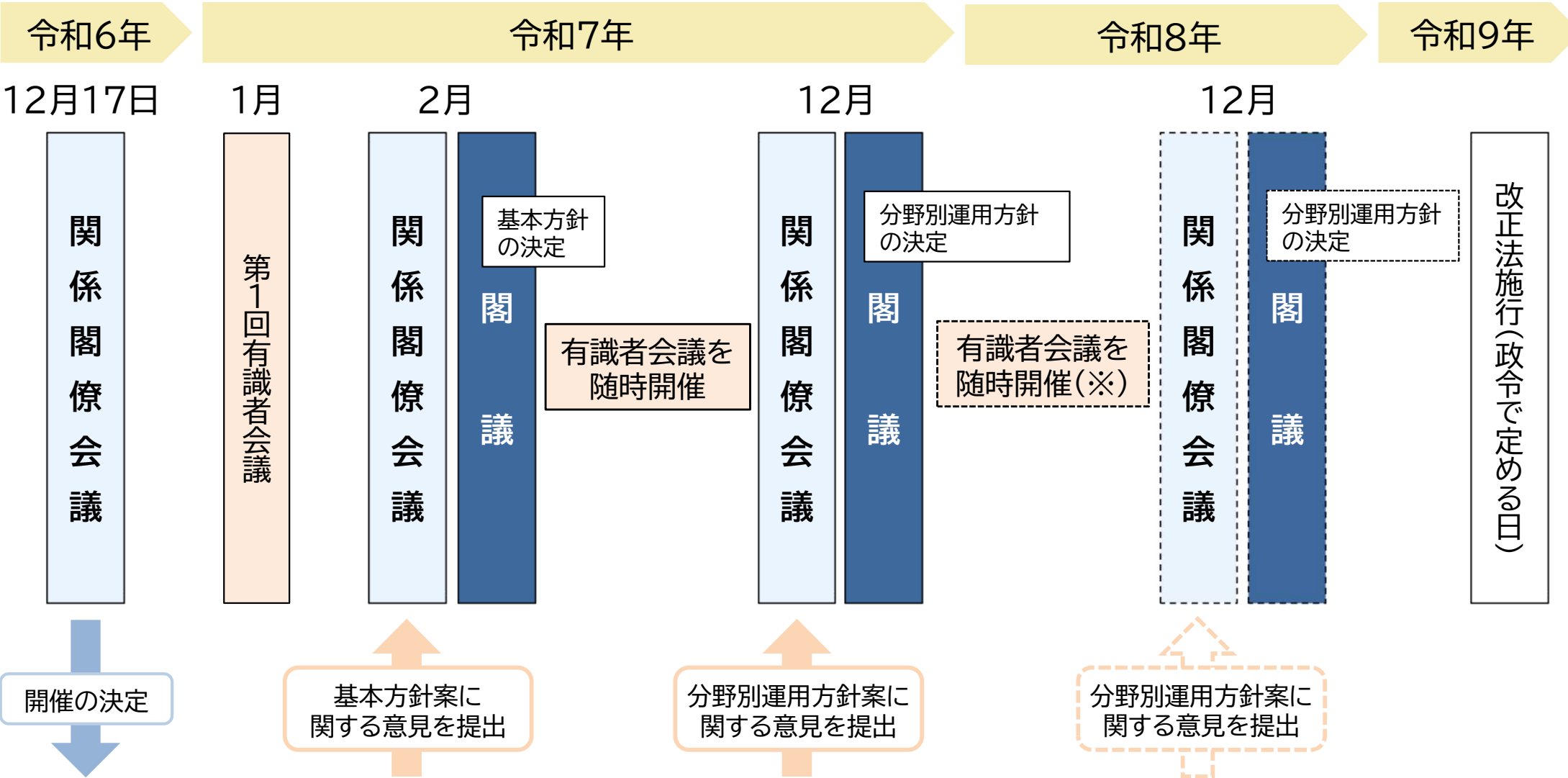
(別紙)

特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議
構成員

座長	高橋 進	株式会社日本総合研究所チェアマン・エメリタス
座長代理	山川 隆一	明治大学法学部教授
	市川 正司	弁護士
	大下 英和	日本商工会議所産業政策第二部長
	黒谷 伸	一般社団法人全国農業会議所事務局長代理兼経営・人材対策部長
	是川 夕	国立社会保障・人口問題研究所国際関係部長
	佐久間 一浩	全国中小企業団体中央会事務局次長
	末松 則子	鈴鹿市長
	鈴木 直道	北海道知事
	富田 さとこ	日本司法支援センター本部国際室長／弁護士
	富高 裕子	日本労働組合総連合会総合政策推進局長
	花山 英治	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発総合大学校基盤ものづくり系電子回路ユニット教授
	堀内 保潔	一般社団法人日本経済団体連合会産業政策本部長
	山脇 康嗣	さくら共同法律事務所パートナー弁護士

(座長及び座長代理以外 50 音順)

特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議の開催スケジュール(案)



特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議

※ 令和8年度以降も基本方針や分野別運用方針の変更や特定技能制度及び育成就労制度の運用状況の報告のため、必要に応じて開催する。

特定技能制度及び育成就労制度の円滑な施行及び運用に向けた有識者懇談会 開催要綱

1 趣旨

令和6年6月に成立した出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第60号）の施行に当たり、関係者から意見を聴取した上、関係省令の案を作成するため、特定技能制度及び育成就労制度の円滑な施行及び運用に向けた有識者懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

2 検討事項

- (1) 育成就労計画の認定基準について
- (2) 転籍について
- (3) 監理支援機関の許可基準について
- (4) 送出しについて
- (5) 特定技能制度の適正化等について

3 参集者

別紙のとおり。

4 その他

- (1) 懇談会は、出入国在留管理庁次長及び厚生労働省人材開発統括官が、構成員の参集を求め、開催する。
- (2) 懇談会には、構成員の互選により座長を置く。
- (3) 懇談会には、座長代理を置くことができる。座長代理は、構成員から座長が指名し、座長を補佐するとともに、座長に事故があるときには、その職務を代行する。
- (4) 懇談会には、必要に応じ、別紙構成員以外の有識者等の参集を依頼することができる。
- (5) 懇談会の庶務は、出入国在留管理庁及び厚生労働省が行う。
- (6) 懇談会の会議、議事録及び資料は、原則として公開とする。ただし、座長は、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、非公開とすることができる。この場合においては、少なくとも議事要旨を公開する。
- (7) この要綱に定めるもののほか、懇談会の開催に必要な事項は、出入国在留管理庁次長及び厚生労働省人材開発統括官が座長と協議の上、定める。

(別紙)

特定技能制度及び育成就労制度の円滑な施行及び運用に向けた有識者懇談会
構成員名簿

(敬称略・五十音順)

大下 英和	日本商工会議所産業政策第二部長
工藤 公仁	北海道総合政策部グローバル戦略推進監
黒谷 伸	一般社団法人全国農業会議所事務局長代理兼経営・人材対策部長
是川 夕	国立社会保障・人口問題研究所国際関係部長
佐久間 一浩	全国中小企業団体中央会事務局次長
高井 信也	弁護士
竹下 直哉	鈴鹿市地域振興部長
富田 さとこ	日本司法支援センター本部国際室長/弁護士
富高 裕子	日本労働組合総連合会総合政策推進局長
山川 隆一	明治大学法学部教授
山脇 康嗣	さくら共同法律事務所パートナー弁護士
脇坂 大介	一般社団法人日本経済団体連合会産業政策本部上席主幹